

職員の職種変更取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、技能労務職の職員の職種の変更による任用の方途を開くことにより、職員の士気を高揚し、もって公務の効率的運営に資することを目的とする。

(対象範囲)

第2条 技能労務職から一般事務職、一般技術職および消防職への職種変更を行うものとする。

(実施)

第3条 職種変更は、職種変更試験実施要領（以下「実施要領」という。）および職種変更実施計画を定めて実施する。

(実施要領)

第4条 実施要領は、職種変更の適応性、適格性の客観的判断のため、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 本人希望（申込書の提出）
- (2) 所属長の内申
- (3) 筆記試験
- (4) 面接試験
- (5) 体力試験（消防職のみ）

(資格)

第5条 技能労務職の職員が一般事務職および消防職への職種変更を希望する場合には、実施要領に定める基準日現在の技能労務職の職員としての勤続期間（休職・停職・育児休業期間を除く。）が4年以上で、実施要領に定める受験資格に該当する者を対象とする。

2 高度の専門的な知識経験を有する業務に従事する一般技術職と同等の技術を有する技能労務職の職員が、一般技術職への職種変更を希望する場合には、実施要領に定める基準日現在の技能労務職の職員としての勤続期間（休職・停職・育児休業期間を除く。）が4年以上で、実施要領に定める受験資格に該当する者を対象とする。

(職種変更)

第6条 試験の結果，職種変更を適当と認める職員を，職種変更実施計画に基づいて職種変更させる。

(給与の取扱い)

第7条 職種変更により，消防職または給料表の適用を異にする職種となった者の職務の級および号給は，初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（昭和62年函館市規則第29号）等の規定に基づき決定する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年7月29日から施行する。